

○環境基準とは

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、水質保全行政の目標として公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準を定めたものであり、「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と、「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」があります。

○要監視項目とは

要監視項目とは、人の健康の保護に関連する物質及び水生生物の保全に関連する物質ではありませんが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断される項目です。

○代表的な測定項目の説明

・ pH（水素イオン濃度）

水が酸性かアルカリ性かを示す指標で、7より小さいときは酸性、7より大きいときはアルカリ性であり、7から離れるほどその性質は強くなります。

・ DO（溶存酸素量）

水中に溶けている酸素の量を表します。魚には通常5 mg/L 程度は必要といわれています。

・ BOD（生物化学的酸素要求量）

微生物が水に含まれる有機物を分解するのに必要な酸素の量を表す数字で、有機汚濁の指標です。数値が大きい程汚濁が進んでいるといえます。

・ COD（化学的酸素要求量）

水に含まれる汚濁物質を化学的に酸化させるのに必要な酸素の量です。

この数値が大きい程汚濁が進んでいるといえます。

・ SS（浮遊物質）

一般には2 mm以下の水に溶けない懸濁性物質の量を表し、数値が大きい程汚濁が進んでいます。透視度や色とともに外見上の美しさを決める最大の因子です。

・ 全窒素および全リン

水に含まれる窒素酸化物・リン化合物の量を表す値で、これらの数値が高いと水域の富栄養化が起こり、藻の大量発生などにより景観の悪化や魚類の減少などが生じます。

・ 大腸菌数

人間及び動物の腸管、特に大腸内に多数常在する細菌です。非病原性ですが、その存在は人畜の糞便による汚染を意味し病原体を含む危険性を示し水質汚濁の指標の一つとして使われています。

・ n-ヘキサン抽出物質

一定条件下でヘキサンにより抽出されるものを重量で表したもので水中に含まれる油分(鉱物性、動物性、植物性)の総量です。